

霧島市立学校授業料等に関する条例の一部改正について

霧島市立学校授業料等に関する条例の一部を次のように改正する。

平成26年2月18日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市立学校授業料等に関する条例の一部を改正する条例

霧島市立学校授業料等に関する条例（平成17年霧島市条例第114号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（授業料）

第2条 霧島市立高等学校に在籍する生徒（以下「生徒」という。）に係る授業料は、在学中出席の有無にかかわらず生徒1人につき月額9,900円とする。

第3条を第6条とし、第4条から第7条までを3条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の3条を加える。

（授業料算定の特例）

第3条 月の中途において転入学若しくは退学（転退学を含む。）又は死亡した生徒については、その月分の授業料を徴収する。

2 休学を許可された生徒については、前条の規定にかかわらずその月の翌月（月の初日に休学を許可された場合においては、その月）から復学した月の前月までの授業料を徴収しない。

（授業料の納付期限）

第4条 授業料の納付期限は、毎月25日とする。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りではない。

(1) 第1学年の4月分 4月30日

(2) 第3学年の3月分 2月25日

(3) 学年の中途において転入学した場合における当該月分 転入学の日から起算して15日を経過した日

2 授業料は、前条の規定にかかわらず本人の希望により当該月分をその月以前に納付することができる。

3 第1項に定める納付期限が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年第78号）

第3条に規定する休日に該当するときは、第1項の規定にかかわらずその休業日の翌日を納付期限とする。

(授業料の徴収猶予)

第5条 市長は、生徒が公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第4条の規定により就学支援金の受給資格の認定を申請し、その可否を受けるまでの間は、授業料の徴収を猶予することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日に、霧島市立高等学校に在籍する生徒の授業料については、改正後の第2条及び第3条の規定にかかわらず、その在学中に限り授業料を徴収しない。

(提案理由)

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）の改正に伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。